

標準事務処理マニュアル

〔構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開について(平成24年3月30日消防予第130号予防課長通知)〕

全国消防長会予防委員会

— 目 次 —

1	背景	P 1
2	経過	P 2
3	事務処理	P 3
4	審査要領	P 5
5	各種様式	P 6
6	覚書（例）	P 2 1

別 記

	避難時間算定要領	P 2 3
--	----------	-------	-------

参考資料

	構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開について(平成24年3月30日消防予第130号予防課長通知)		P 3 8
--	--	--	-------

1 背景

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「特別養護老人ホーム等」という。）については、厚生労働省の所管する法令により、原則として耐火建築物でなければならないこととされていたが、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づく特例措置として、一定の要件の下で、2階及び地階に居室等を設ける場合等にも準耐火建築物とすることが認められていたところである。

今般、当該特例措置について、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」（平成23年3月30日構造改革特別区域推進本部決定）において全国展開することとされたことに伴い、特別養護老人ホーム等が、消防署長と相談の上、非常災害に関する具体的計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定める等の一定の要件を満たしている場合には、2階及び地階に居室がある場合等でも準耐火建築物とすることを可能とする厚生労働省令の改正が平成24年3月30日に行われた。

これらの状況を踏まえ、「構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開について」（平成24年3月30日老発0330第3号厚生労働省老健局長通知。以下「老健局長通知」という。）第3、一、③に規定する「相談に関する意見」を記した書面に係る事務処理等について協議を行い、標準事務処理等マニュアルを作成することとなったものである。

2 経過

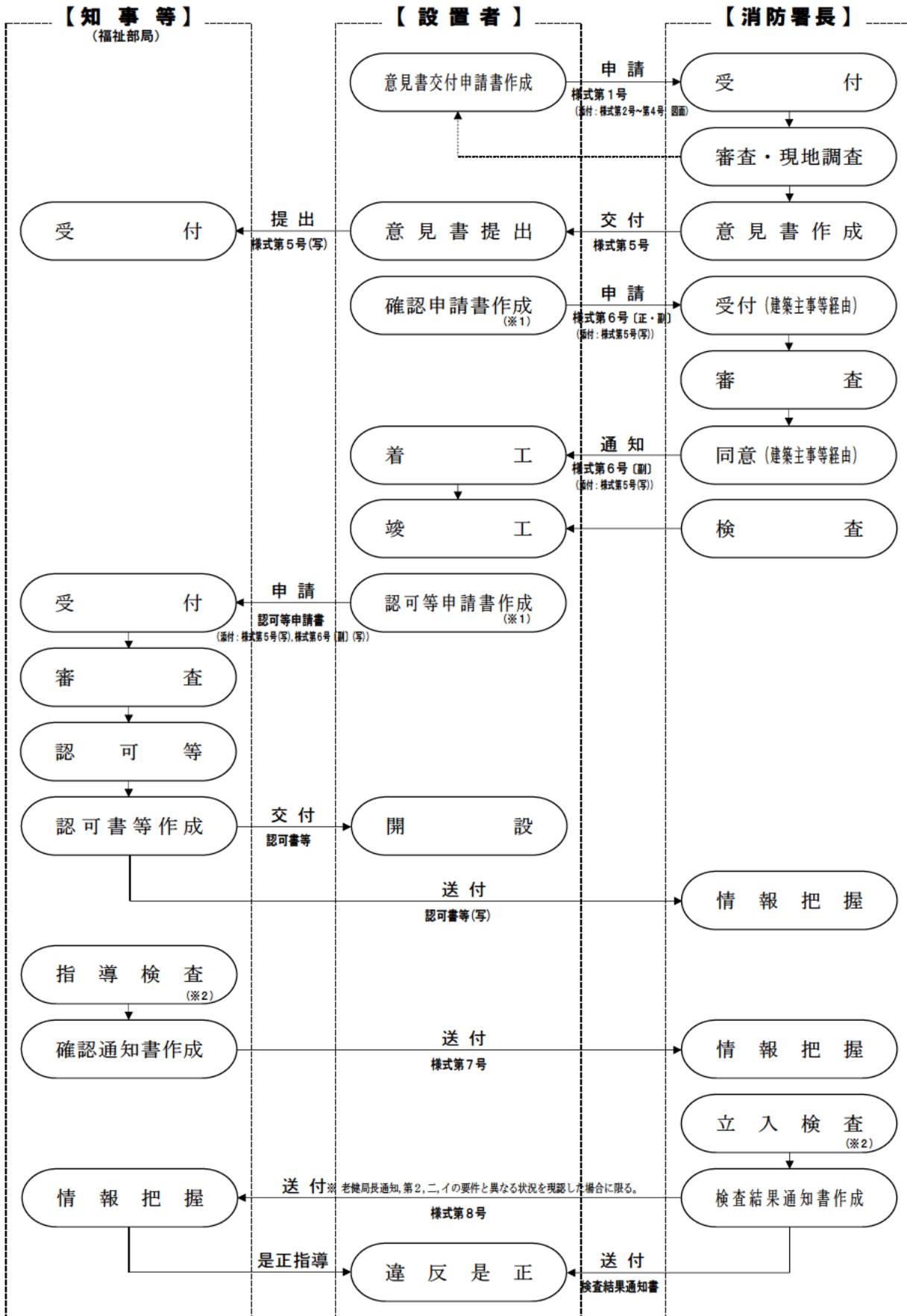
	概要
平成18年11月16日	<ul style="list-style-type: none"> 一部の地域（特区）において規制の特例措置を開始 一部の地域（特区）で2階建ての特別養護老人ホーム等の建物について、地方公共団体が必要な安全性を有すると認めた場合に、準耐火建築物とすることを可能とする取扱いが始まる。
平成23年 3月30日	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置の全国展開を決定（構造改革特別区域推進本部（本部長：内閣総理大臣）） 「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」により、一部の地域（特区）に限られていた特例措置の取扱いを全国展開することとされた。
平成24年 3月30日	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省令等の改正省令が公布・施行 「厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令等の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第53号）」が公布され、同日付けで施行される。 消防庁から予防課長通知が発出（「構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開について」（平成24年3月30日消防予第130号予防課長。以下「消防庁予防課長通知」という。）） 厚生労働省から老健局長通知が発出
平成24年 5月 8日	<ul style="list-style-type: none"> 四都市（千葉、横浜、川崎、東京）予防行政連絡会を開催 事務処理等の取扱いが協議される。
平成24年 8月22日	<ul style="list-style-type: none"> 四都市（千葉、横浜、川崎、東京）予防行政実務者連絡会を開催 事務処理等の取扱いが協議される。
平成24年 9月10日	<ul style="list-style-type: none"> 全国消防長会予防委員会開催に伴うアンケート調査を実施 消防庁予防課長通知の運用について、全国消防長会予防委員会より全消防本部に対してアンケート調査が実施される。
平成24年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> 全国消防長会予防委員会を開催 消防庁予防課長通知及び老健局長通知に係る事務処理等の取扱いについて協議を行うため、小委員会を設置することが決定される。
平成24年11月21日	<ul style="list-style-type: none"> 全国消防長会予防委員会第1回構造改革特別区域における特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業の全国展開に係る検討小委員会を開催 消防庁予防課長通知及び老健局長通知に係る事務処理等の取扱いについて協議される。

3 事務処理

老健局長通知、第3、一、③に規定する「相談に関する意見」を記した書面の交付に係る事務処理は、次によるものとする（事務処理フロー参照）。

- (1) 特別養護老人ホーム等を設置しようとする者（以下「設置者」という。）は、老健局長通知、第3、一、③に規定する「相談に関する意見」を記した書面の受領を希望する場合は、別記様式第1号の意見書交付申請書、別記様式第2号の避難計算確認書、別記様式第3号の同意書（近隣協力者）（近隣協力者がいる場合に限る。）、別記様式第4号の同意書（代替介助者）（代替介助者がいる場合に限る。）及び避難計算の適否を確認できる図面（以下「意見書交付申請書類」という。）を作成し、消防署長（消防長及び消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長を含む。以下同じ。）に提出するものとする。
- (2) 消防署長は、前(1)により意見書交付申請書類を受け付けた場合は、当該意見書交付申請書類の内容審査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行い、別記様式第5号の意見書（以下「意見書」という。）を作成して設置者に交付するものとする。
- (3) 設置者は、前(2)により意見書の交付を受けた場合は、意見書の写しを知事等（都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。
- (4) 設置者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に基づき確認の申請書（以下「確認申請書」という。）を提出する場合は、意見書の写しを添付した別記様式第6号の避難訓練等実施予定・地域住民等連携体制整備予定書（以下「予定書」という。）を作成し、消防署長に2部〔正本・副本〕提出するものとする（設置者が提出する予定書〔正本・副本〕及び消防署長が交付する予定書〔副本〕にあっては、確認申請書に当該予定書を添付することにより提出・交付することができるものとする。）。
- (5) 設置者は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「老人福祉法」という。）第15条又は介護保険法（平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。）第41条、第53条若しくは第94条に基づく認可等の申請を行う場合は、意見書の写し及び予定書〔副本〕の写しを添付するものとする。
- (6) 知事等は、認可等を行った場合は、速やかに認可書等の写しを消防署長に送付するものとする。
- (7) 知事等は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法又は介護保険法に基づく特別養護老人ホーム等の指導検査（以下「指導検査」という。）を実施した場合は、速やかに別記様式第7号の避難訓練等実施確認・地域住民等連携体制整備確認通知書（以下「確認通知書」という。）を消防署長に送付するものとする。
- (8) 消防署長は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「消防法」という。）第4条に基づく立入検査等により、老健局長通知、第2、二、イに規定する要件と異なる状況を現認した場合は、速やかに別記様式第8号の要件不適合通知書（以下「不適合通知書」という。）を知事等に送付するものとする。
- (9) 知事等は、前(8)により違反が確認された施設の設置者に対して是正を指導するものとする。

事務処理フロー



(※1) 「認可等申請書作成」と「確認申請書作成」は、順番が前後することがあります。

(※2) 「指導検査」と「立入検査」は、順番が前後することがあります。

4 審査要領

前3、(2)の内容審査は、別記「避難時間算定要領」、第2、1から3までにより避難時間を算定した結果、別記「避難時間算定要領」、第2、4に適合するの否かについて審査するものとする。

5 各種様式

(日本工業規格A列4番)

別記様式第1号

意見書交付申請書

年 月 日					
消防長（消防署長）（市町村長）殿					
申請者 住 所 氏 名					
㊟					
下記の防火対象物について、準耐火建築物とするために「相談に関する意見」を記した書面の交付を申請します。					
記					
1 名 称（防火対象物の名称）					
2 所 在 地（防火対象物の所在地）					
3 用 途					
4 根拠条文					
(1) 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第○条第○項第○号					
(2) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第○条第○項第○号					
(3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第○条第○項第○号					
(4) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第○条第○項第○号					
受付欄	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; padding: 5px;"> 交 付 番 号 </td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 交 付 年 月 日 </td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	交 付 番 号		交 付 年 月 日	
交 付 番 号					
交 付 年 月 日					

- 備考 1 申請者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。
- 2 避難計算確認書、同意書（近隣協力者、代替介助者がいる場合に限る。）及び避難計算の適否を確認できる図面を添付すること。
- 3 「根拠条文」欄は、該当する番号に○を付すこと。

(表)

(日本工業規格A列4番)

別記様式第2号(その1)

避難計算確認書

名 称			
所 在			
床 面 積 合 計	() m ²		
要 保 護 者 人 数	() 人		
従 業 者 等 人 数	最多 [時 分 ~ 時 分] () 人 最少 [時 分 ~ 時 分] () 人		
従 業 者 待 機 場 所	<input type="checkbox"/> 受信機等設置場所 <input type="checkbox"/> その他		
近 隣 協 力 者 人 数	() 人		
消 防 用 設 備 等	① 自動火災報知設備 : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ② 消防機関へ通報する火災報知設備 : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
ストレッチャー・担架等使用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	基 準	計 画	図 面 番 号
判 定	各居室がそれぞれ火災室となった場合を想定し、そのすべてにおいて、防火対象物からの避難所要時間が避難限界時間を超えない。		
	各居室がそれぞれ火災室となった場合を想定し、そのすべてにおいて、火災室からの避難所要時間が当該居室の基準時間を超えない。		
	自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備が設置されている。		
	ストレッチャー、担架等(車椅子を除く。)を用いて介助を行う場合には、従業者等が2名以上確保されている。		
近 隣 協 力 者 等 の 駆 け っ け 時 間	① 2 [分] ≥ 歩行距離 [m] ÷ 80 [m/分] ② 2 [分] ≥ 歩行距離 [m] ÷ 250 [m/分]		
副 受 信 機 等	近隣協力者・代替介助者の居所に副受信機等が設置されている。		
近 隣 協 力 者 等 の 同 意	近隣協力者本人・代替介助者本人の同意がある。(同意書がある。)		
近 隣 協 力 者 等 の 要 件 明 記	関連図書に必要事項(①近隣協力者本人・代替介助者本人の同意がある旨、②火災発生時の活動範囲、③不在時における代替介助者の確保方策、④その他必要な事項)が記載されている。		
代 替 介 助 者 の 確 保	近隣協力者1人につき代替介助者(近隣協力者に準ずる者に限る。)1人以上を確保している。		
そ の 他 必 要 事 項			

(裏)

- 備考 1 基準欄の内容は、要約したものですから、細部については「避難時間算定要領」を必ず確認してください。
- 2 基準の適合状況等が確認できる図面、事業計画等を添付してください。
- 3 床面積合計欄には、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「特別養護老人ホーム等」という。）の用途に供される部分の床面積の合計を記入してください。
- 4 要保護者人数欄には、要保護者（特別養護老人ホーム等に入所している高齢者、障害者等をいう。）の合計人数を記入してください。
- 5 従業者等人数欄には、従業者等（特別養護老人ホーム等に勤務する職員（臨時職員を含む。）等をいう。）の人数を記入してください。
- 6 従業者待機場所欄には、従業者等が受信機等設置場所に常時待機している場合は「受信機等設置場所」の□にレ点、一時でも受信機等設置場所以外に待機することがある場合は「その他」の□にレ点を記入してください。
- 7 近隣協力者人数欄には、近隣協力者（特別養護老人ホーム等に併設されている関連施設の関係者、特別養護老人ホーム等の近隣に居住する特別養護老人ホーム等関係者、特別養護老人ホーム等と契約している警備会社の職員等で、火災発生時に駆けつけて避難介助等を行う者をいう。）の人数を記入してください。
- 8 消防用設備等欄には、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備を設置している場合は「有」の□にレ点、設置していない場合は「無」の□にレ点を記入してください。
- 9 ストレッチャー・担架等使用欄には、ストレッチャー、担架等（車椅子を除く。）を用いて介助を行う要保護者がいる場合は「有」の□にレ点、当該要保護者がいない場合は「無」の□にレ点を記入してください。
- 10 近隣協力者等の駆けつけ時間欄は、徒歩で駆けつける場合は①式、自転車で駆けつける場合は②式に適合するようにしてください。（各式の歩行距離は、別記様式第2号（その3）の歩行距離をいう。）
- 11 近隣協力者等の駆けつけ時間欄、副受信機欄、近隣協力者の同意欄、近隣協力者の要件明記欄及び代替介助者の確保欄は、近隣協力者・代替介助者を確保している特別養護老人ホーム等の場合のみ記入してください。
- 12 計画欄には、要件に適合するものには○印、適合しないものには×印、該当がない場合は斜線を記入してください。
- 13 図面番号欄には、基準の適合状況等が確認できるように、添付した設計図書等の図面番号を記入してください。

(表)

(日本工業規格A列4番)

別記様式第2号(その2)

避難計算確認書

	階	室番号等	避難介助者の施設内 駆けつけ距離		要保護者の介助付き移動距離					
			水平距離 (m)	階段距離 (m) 〔上り/下り〕	水平距離 (m)				階段距離 (m) 〔上り/下り〕	
					同階	介護状況	他階	介護状況		
1				〔上・下〕						〔上・下〕
2				〔上・下〕						〔上・下〕
3				〔上・下〕						〔上・下〕
4				〔上・下〕						〔上・下〕
5				〔上・下〕						〔上・下〕
6				〔上・下〕						〔上・下〕
7				〔上・下〕						〔上・下〕
8				〔上・下〕						〔上・下〕
9				〔上・下〕						〔上・下〕
10				〔上・下〕						〔上・下〕
11				〔上・下〕						〔上・下〕
12				〔上・下〕						〔上・下〕
13				〔上・下〕						〔上・下〕
14				〔上・下〕						〔上・下〕
15				〔上・下〕						〔上・下〕
16				〔上・下〕						〔上・下〕
17				〔上・下〕						〔上・下〕
18				〔上・下〕						〔上・下〕
19				〔上・下〕						〔上・下〕
20				〔上・下〕						〔上・下〕
21				〔上・下〕						〔上・下〕
22				〔上・下〕						〔上・下〕
23				〔上・下〕						〔上・下〕
24				〔上・下〕						〔上・下〕
25				〔上・下〕						〔上・下〕
26				〔上・下〕						〔上・下〕
27				〔上・下〕						〔上・下〕
28				〔上・下〕						〔上・下〕
29				〔上・下〕						〔上・下〕
30				〔上・下〕						〔上・下〕
31				〔上・下〕						〔上・下〕
32				〔上・下〕						〔上・下〕
33				〔上・下〕						〔上・下〕
34				〔上・下〕						〔上・下〕
35				〔上・下〕						〔上・下〕

(裏)

- 備考 1 本様式は、施設内の各居室がそれぞれ火災室になった場合を想定し、想定火災室ごとに1枚作成してください。
- 2 想定火災室とした居室の番号欄を○で囲んでください。
- 3 階欄には、要保護者の居室が存する階を記入してください。
- 4 室番号等欄には、要保護者の居室の室番号、室名等を記入してください。
- 5 避難介助者の施設内駆けつけ距離欄の水平距離 (m) には、避難介助者が施設内を駆けつける際の水平部分 (居室、廊下等) の移動距離を記入してください。
なお、想定火災室については、従業者等の待機場所から従業者等が駆けつける際の水平部分 (居室、廊下等) の移動距離を記入することとし、従業者等が複数いる場合は、平均値としてください。
- 6 避難介助者の施設内駆けつけ距離欄の階段距離 (m) [上り/下り] には、避難介助者が施設内を駆けつける際の階段部分 (傾斜路を含む。) の移動距離及び上り・下りの別 (該当するものを○で囲む。) を記入してください。(※踊場部分を除く階段、傾斜路等の部分は、段鼻を結んだ斜線に沿って測った長さによるものとする。)
なお、想定火災室については、従業者等の待機場所から従業者等が駆けつける際の階段部分の移動距離を記入することとし、従業者等が複数いる場合は、平均値としてください (上り、下りごとに併記)。
- 7 要保護者の介助付き移動距離欄の水平距離 (m) には、要保護者が避難介助者の介助によって施設内を避難する際の水平部分 (居室、廊下等) の移動距離を記入してください。
なお、要保護者の居室が存する階と同じ階における水平距離は「同階」欄に、要保護者の居室が存する階と異なる階における水平距離は「他階」欄に当該移動距離を記入してください。
- 8 介護状態欄には、次の凡例に従って、介護状態の番号を記入してください。
[凡例] ① 手つなぎ、腕組みにより介助
② 背負いにより介助
③ 担架により介助
④ 車椅子により介助
⑤ ストレッチャーにより介助
- 9 要保護者の介助付き移動距離欄の階段距離 (m) [上り/下り] には、要保護者が避難介助者の介助によって施設内を避難する際の階段部分 (傾斜路を含む。) の移動距離及び上り・下りの別 (該当するものを○で囲む。) を記入してください。(※踊場部分を除く階段、傾斜路等部分の距離は、段鼻を結んだ斜線に沿って測った長さによるものとする。)
- 10 各距離は、単位をメートルとし、小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位まで記入してください。

(表)

(日本工業規格 A 列 4 番)

別記様式第 2 号 (その 3)

避難計算確認書

近隣協力者・代替介助者関係						
	近隣協力者			代替介助者		
	歩行距離 (m)	駆けつけ方法		歩行距離 (m)	駆けつけ方法	近隣協力者No.
1		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	1		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
2		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	2		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
3		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	3		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
4		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	4		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
5		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	5		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
6		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	6		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
7		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	7		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
8		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	8		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
9		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	9		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
10		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	10		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
11		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	11		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
12		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	12		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
13		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	13		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
14		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	14		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
15		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	15		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
16		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	16		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
17		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	17		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
18		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	18		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
19		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	19		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
20		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	20		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
21		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	21		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
22		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	22		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
23		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	23		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
24		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	24		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
25		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	25		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
26		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	26		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
27		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	27		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
28		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	28		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
29		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	29		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
30		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	30		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
31		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	31		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
32		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	32		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
33		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	33		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
34		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	34		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
35		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	35		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
36		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	36		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	

(裏)

- 備考
- 1 歩行距離欄には、近隣協力者又は代替介助者の居所から特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「特別養護老人ホーム等」という。）までの距離（単位：メートル）を記入してください。
 - 2 駆けつけ方法欄には、近隣協力者又は代替介助者の居所から特別養護老人ホーム等までの駆けつけ方法について、徒歩の場合は「徒歩」の□にレ点、自転車の場合は「自転車」の□にレ点を記入してください。
 - 3 近隣協力者No.欄には、代わりとなる近隣協力者のNo.（本様式の左端のNo.）を記入してください。

避難計算確認書

火災室関係								
	階	室番号等	内装 (壁・天井上げ)	寝具・ 布張り家具	初期消火	区画形成	火災室隣室	
							床面積 (m ²)	天井高さ (m)
1			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
2			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
3			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
4			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
5			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
6			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
7			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
8			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
9			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
10			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
11			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
12			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
13			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
14			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
15			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
16			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
17			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
18			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
19			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		

(裏)

- 備考 1 階欄には、要保護者の居室、共用の居室等が存する階を記入してください。
- 2 室番号等欄には、要保護者の居室、共用の居室等の室番号、室名等を記入してください。
- 3 内装（壁・天井仕上げ）欄には、要保護者の居室、共用の居室等の壁、天井の室内に面する部分の仕上げについて、不燃材料の場合は「不燃」の□にレ点、準不燃材料の場合は「準不燃」の□にレ点、難燃材料の場合は「難燃」の□にレ点を記入してください。
- 4 寝具・布張り家具欄には、寝具（ふとん、ベッドパッド、枕（陶製のもの及び籐製のものを除く。）、マットレス、毛布、ベッドスプレッド、タオルケット等）・布張り家具のすべてが防災性能を有するもの（（財）日本防災協会の防災製品認定委員会において認定された防災製品に限る。）である場合は「防災」の□にレ点、寝具、布張り家具のうち一つでも防災性能を有しないものがある場合は「非防災」の□にレ点を記入してください。
- 5 初期消火欄には、要保護者の居室、共用の居室等が次のいずれかに該当する場合は「有」の□にレ点、次のいずれにも該当しない場合は「無」の□にレ点を記入してください。
- ① 屋内消火栓設備が設置されている場合は、屋内消火栓設備を用いて消火することができる従業者等が、避難介助者を除き2人以上（易操作性1号消火栓、2号消火栓を設置している防火対象物の場合は、避難介助者を除き1人以上）確保されている。
- ② 火災室として想定した居室にスプリンクラー設備、住宅用下方放出型自動消火装置等が設置されている。
- 6 区画形成欄には、居室と当該居室から避難する隣接した室（廊下等）との間における区画のすべてについて、防火区画を形成している場合は「防火」の□にレ点、不燃区画を形成している場合は「不燃」の□にレ点、防火区画・不燃区画以外の区画を形成している場合は「その他」の□にレ点を記入してください。
- ※1 防火区画を形成する部分の条件は次のとおり。
- (1) 壁・床：準耐火構造であること。
- (2) 開口部：常時閉鎖式防火設備又は煙感知器連動閉鎖式防火設備であること。
- ※2 不燃化区画を形成する部分の条件は次のとおり。
- (1) 壁・床：室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でされているものであること。
- (2) 開口部：常時閉鎖式防火設備又は煙感知器連動閉鎖式防火設備若しくは準不燃材料で作られた戸（常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式）を設けたものであること。
- ※3 上記以外の区画を形成する部分の条件は次のとおり。
- (1) 壁・床：室内に面する部分の仕上げ等は、問わないものであること。
- (2) 開口部：常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の戸を設けたものであること。（襖、障子等による仕切りは、当該区画に含まれないものであること。）
- 7 火災室隣室欄には、居室から避難する隣接した室（廊下等）の床面積及び天井高さを記入すること。

別記様式第3号

年 月 日

同意書 (近隣協力者)

下記1の防火対象物において火災が発生したことを下記2の装置等により覚知した場合にあっては、下記3により当該防火対象物に駆けつけ、当該防火対象物に居住する要保護者の避難介助等を実施することについて同意します。

なお、自己不在時にあっては、自己の代わりに火災時に駆けつけて避難介助等を行うよう予め下記4の代替介助者へ連絡します。

住 所

電 話 ()

氏 名

㊞

記

- 1 防火対象物の名称・所在
- 2 副受信機等の設置場所
- 3 駆けつけ方法・距離
- 4 代替介助者の氏名等

- 備考
- 1 「1 防火対象物の名称・所在」欄には、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「特別養護老人ホーム等」という。）の名称及び所在を記入してください。
 - 2 「2 副受信機等の設置場所」欄には、特別養護老人ホーム等の自動火災報知設備と連動して火災の発生を覚知することができる装置の設置位置（階層、室名）を記入してください。
 - 3 「3 駆けつけ方法等」欄には、駆けつけ方法（「徒歩」・「自転車」の別）及び近隣協力者の居所から特別養護老人ホーム等までの駆けつけ距離を記入してください。
 - 4 「4 代替介助者の氏名等」欄には、代替介助者の住所、氏名、電話番号を記入してください。
 - 5 代替介助者の同意書（別記様式第4号）を添付してください。

別記様式第4号

年 月 日

同意書 (代替介助者)

下記1の近隣協力者が不在時において、下記2の防火対象物において火災が発生したことを下記3の装置等により覚知した場合にあっては、下記4により近隣協力者の代わりに当該防火対象物に駆けつけ、当該防火対象物に居住する要保護者の避難介助等を実施することについて同意します。

住 所

電 話 ()

氏 名



記

- 1 近隣協力者の氏名等
- 2 防火対象物の名称・所在
- 3 副受信機等の設置場所
- 4 駆けつけ方法・距離

- 備考
- 1 「1 近隣協力者の氏名等」欄には、近隣協力者の住所、氏名、電話番号を記入してください。
 - 2 「2 防火対象物の名称・所在」欄には、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「特別養護老人ホーム等」という。）の名称及び所在を記入してください。
 - 3 「3 副受信機等の設置場所」欄には、特別養護老人ホーム等の自動火災報知設備と連動して火災の発生を覚知することができる装置の設置位置（階層、室名）を記入してください。
 - 4 「4 駆けつけ方法等」欄には、駆けつけ方法（「徒歩」・「自転車」の別）及び代替介助者の居所から特別養護老人ホーム等までの駆けつけ距離を記入してください。

意見書

第 号
年 月 日

あて

消防長（消防署長）（市町村長） 印

年 月 日付けで意見書の交付申請のあった防火対象物について申請書（添付図書を含む。）に記載されている事項の履行を条件として、消防上の意見を下記のとおり通知します。

記

1 申請防火対象物

- (1) 名 称
- (2) 所在地
- (3) 用 途

2 意 見

備考 本意見書の写しを避難訓練等実施予定・地域住民等連携体制整備予定書に添付し、建築基準法第6条第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）若しくは同第6条の2第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）に基づき確認の申請書を提出する際又は建築基準法第18条第2項（第87条第1項において準用する場合を含む。）に基づき通知する際に、確認申請書にあわせて建築主事等へ提出してください。

別記様式第6号

避難訓練等実施予定・地域住民等連携体制整備予定書

年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長）殿

申請者

住 所

氏 名



下記1の防火対象物を準耐火建築物とするために、事業開始後は、遅滞なく、下記4に適合する「避難訓練等の実施」及び「地域住民等との連携体制の整備」を行います。

記

1 名 称（防火対象物の名称）

2 所 在 地（防火対象物の所在地）

3 用 途

4 根拠条文

- (1) 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第○条第○項第○号
- (2) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第○条第○項第○号
- (3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第○条第○項第○号
- (4) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第○条第○項第○号

5 開設予定日

6 避難訓練等実施予定日

- (1) 昼間
- (2) 夜間

7 地域住民等連携体制整備予定日

- 備考 1 本予定書に意見書の写しを添付し、建築基準法第6条第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）又は同第6条の2第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）に基づき確認の申請書を提出する際又は建築基準法第18条第2項（第87条第1項において準用する場合を含む。）に基づき通知する際に、確認申請書にあわせて建築主事等へ提出すること。
- 2 「根拠条文」欄は、該当する番号に○を付すこと。

別記様式第7号

避難訓練等実施確認・地域住民等連携体制整備確認通知書

第 号
年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長）殿

[福祉部局長]



下記1の防火対象物について、下記4に適合する「避難訓練等の実施」及び「地域住民等との連携体制の整備」を行ったことを確認しましたので通知します。

記

- 1 名称（防火対象物の名称）
- 2 所在地（防火対象物の所在地）
- 3 用途
- 4 根拠条文
 - (1) 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第○条第○号
 - (2) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第○条第○項○号
 - (3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第○条第○項第○号
 - (4) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第○条第○項第○号
- 5 開設日
- 6 避難訓練等実施日
 - (1) 昼間
 - (2) 夜間
- 7 地域住民等連携体制を整備した日

備考 1 避難訓練等の実施概要及び地域住民等との連携体制整備の概要を確認できる資料を添付してください。
2 「根拠条文」欄は、該当する番号に○を付してください。

別記様式第8号

要件不適合通知書

第 号
年 月 日

[福祉部局名] 殿

消防長（消防署長）（市町村長） 印

このことについて、 年 月 日に消防法第4条の規定による立入検査等を実施したところ、下記のとおり「構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開について」（平成24年3月30日老発0330第3号厚生労働省老健局長通知）、第2、二、イに規定する要件と異なる状況が認められましたので、通知します。

記

- 1 名称（防火対象物の名称）
- 2 所在地（防火対象物の所在地）
- 3 用途
- 4 不適合内容

6 覚書（例）

前3の事務処理を行うにあたり、消防部局と福祉部局は、覚書等を取り交わすものとする。

特別養護老人ホーム等に係る意見書交付の事務処理等について

「厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令等の一部を改正する省令」（平成24年厚生労働省令第53号）が、平成24年3月30日に公布及び施行されたことに伴い、「所在地を管轄する消防署長と相談の上、非常災害に係る具体的計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定める」等の要件を満たしている場合には、2階又は地階に入所者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室を設ける場合であっても、特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）を準耐火建築物とすることができることとなりました。

このことから、[福祉部局]及び[消防部局]では、「構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開について」（平成24年3月30日老発0330第3号厚生労働省老健局長通知。以下「老健局長通知」という。）に係る事務処理等について協議を行い、今般、以下の内容について合意に達したので、相互に覚書を交換することとしたものです。

1 目的

老健局長通知に係る事務処理等について定め、もって特別養護老人ホーム等の防火安全対策の推進を図ることを目的とする。

2 事務処理

老健局長通知、第3、一、③に規定する「相談に関する意見」を記した書面に係る事務処理については、次のとおりとする（別紙「事務処理フロー」参照）。

- (1) 特別養護老人ホーム等を設置しようとする者（以下「設置者」という。）は、老健局長通知、第3、一、③に規定する「相談に関する意見」を記した書面の受領を希望する場合は、別記様式第1号の意見書交付申請書、別記様式第2号の避難計算確認書、別記様式第3号の同意書（近隣協力者）（近隣協力者がいる場合に限る。）、別記様式第4号の同意書（代替介助者）（代替介助者がいる場合に限る。）及び避難計算の適否を確認できる図面（以下「意見書交付申請書類」という。）を作成し、消防署長に提出するものとする。
- (2) 消防署長は、前(1)により意見書交付申請書類を受け付けた場合は、当該意見書交付申請書類の内容審査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行い、別記様式第5号の意見書（以下「意見書」という。）を作成して設置者に交付するものとする。
- (3) 設置者は、前(2)により意見書の交付を受けた場合は、意見書の写しを知事等に提出するものとする。
- (4) 設置者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に基づき確認の申請書（以下「確認申請書」という。）を提出する場合は、意見書の写しを添付した別記様式第6号の避難訓練等実施予定・地域住民等連携体制整備予定書（以下「予定書」という。）を作成し、消防署長に2部〔正本・副本〕提出するものとする（設置者が提出する予定書〔正本・副本〕及び消防署長が交付する予定書〔副本〕にあつては、確認申請書に当該予定書を添付することにより提出・交付することができるものとする。）。

- (5) 設置者は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「老人福祉法」という。）第15条又は介護保険法（平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。）第41条、第53条若しくは第94条に基づく認可等の申請を行う場合は、意見書の写し及び予定書〔副本〕の写しを添付するものとする。
- (6) 知事等は、認可等を行った場合は、速やかに認可書等の写しを消防署長に送付するものとする。
- (7) 知事等は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法又は介護保険法に基づく特別養護老人ホーム等の指導検査（以下「指導検査」という。）を実施した場合は、速やかに別記様式第7号の避難訓練等実施確認・地域住民等連携体制整備確認通知書（以下「確認通知書」という。）を消防署長に送付するものとする。
- (8) 消防署長は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「消防法」という。）第4条に基づく立入検査等により、老健局長通知、第2、二、イに規定する要件と異なる状況を現認した場合は、速やかに別記様式第8号の要件不適合通知書（以下「不適合通知書」という。）を知事等に送付するものとする。
- (9) 知事等は、前(8)により違反が確認された施設の設置者に対して是正を指導するものとする。

3 標準処理期間

意見書交付申請書の受付から意見書の交付までに要する標準処理期間にあつては、20日とする。

4 その他

- (1) 意見書に記載する意見は、老健局長通知、第2、二、イの相談に関するものに限るものとする。
- (2) 意見書は、意見書交付申請書類に記載されている事項が履行される限りにおいて効力を有するものとする。
- (3) [福祉部局]は、老健局長通知、第2、二、イ、ロ及びハの適否に係る判断基準を定めるものとする。
- (4) [福祉部局]は、老健局長通知、第2、二、イ、ロ及びハの適否の決定を行うものとする。
なお、同通知、第2、二、ロ及びハにあつては、指導検査時に決定することで支障ないものとし、継続的に確認することとする。
- (5) [消防部局]は、老健局長通知、第3、一に係る意見照会の対応事務要領を定めるものとする。
- (6) [消防部局]は、老健局長通知、第2、二、ロ及びハの消防法第7条に基づく同意に係る審査にあつては、予定書をもって行うものとする。
- (7) [消防部局]は、必要に応じ現地調査を行う場合に、[福祉部局]に連絡し、[両局]は合同立ち入り等の相互連携を図るよう努めるものとする。
- (8) この覚書に定めるもののほか、必要なものは別に協議する。

平成 年 月 日

[福祉部局]
[消防部局]

避難時間算定要領

第1 用語の意義

本要領における用語の意義は、次のとおりとする。

1 要保護者

特別養護老人ホーム等に入所している高齢者、障害者等その他これらに類する入所者をいう。

2 避難介助者

火災発生時に要保護者の避難のために必要な介助をする従業者等、近隣協力者及び代替介助者をいう。

3 従業者等

特別養護老人ホーム等に勤務する職員（臨時職員を含む。）等をいう。

4 近隣協力者

特別養護老人ホーム等に併設されている関連施設の関係者、特別養護老人ホーム等の近隣に居住する特別養護老人ホーム等関係者、特別養護老人ホーム等と契約している警備会社の職員等で、火災発生時に駆けつけて避難介助等を行う者をいう。

5 代替介助者

特別養護老人ホーム等関係者又は近隣協力者と同居の者（18歳以上の者に限る。）で、近隣協力者の不在時に、近隣協力者の代わりに火災時に駆けつけて避難介助等を行う者をいう。

6 ユニット

各入所者の個室及び個室に接して設けられる相互に交流することができる設備（食堂、台所、便所、洗面設備及び浴室等）により一体的に構成される共同生活を営むべき施設の単位をいう。

7 居室

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第2条第4号に定める居室をいう。

8 一時避難場所

次に掲げる避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの（下階の屋根、ひさし等（耐火構造のものに限る。）及び避難橋等で、避難上有効なバルコニー又は屋外通路と同等以上に避難上有効なものをいう。）をいう。

(1) 避難上有効なバルコニー

ア 道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面していること。

イ バルコニーの面積は、2㎡以上（当該バルコニーから安全に避難する設備の設置部分を除く。）とし、奥行きは75cm以上とすること。

ウ バルコニーの各部分から2m以内に開口部がある場合は、当該開口部（屋内からバルコニーに通ずる出入口の扉、掃出し窓等を含む。）を防火設備とすること。

エ 屋内からバルコニーに通ずる出入口の扉、掃出し窓等は、次に掲げるものとする。

(ア) 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第4条の2の2第1項並びに同条第2項第2号及び第3号に適合するものであること。

(イ) 床面から開口部の下端までの高さは、15cm以下（車椅子、ストレッチャー等（車輪等を有する介助用具）を用いて介助する要保護者の居室にあつては2cm以下。ただし、適度の傾斜（45度以下）を設けた鋼板等により段差を解消したものにあっては、この限りでない。）であること。

オ バルコニーは十分外気に開放されていること。（規則第13条第3項第6号に準ずるもの等）

カ バルコニーの床は、耐火構造、準耐火構造その他これらと同等以上の耐火性能を有するものとし、かつ、構造耐力上安全なものであること。

キ バルコニーに設ける手すりの上端から床面までの高さは、1.2m以下であること。ただし、踏み台等を設けている場合にあっては、手すりの上端から当該踏み台等までの高さを1.2m以下とすることで支障ない。

(2) 屋外通路

ア 幅60cm以上で、手すりその他安全に通行できるための措置を講じたものであること。

イ 通路の一端は、直通階段に連絡しているものであること。

ウ (1)、ウからカまでに準ずるものであること。

第2 避難時間算定要領

避難時間算定要領は、次のとおりとする。

1 防火対象物からの避難所要時間

「防火対象物からの避難所要時間」は、要保護者が防火対象物から避難するのに要する時間であり、「避難開始時間」と「防火対象物からの移動時間」の和により算定するものとする。

(1) 避難開始時間

ア 「避難開始時間」（要保護者が避難行動を開始するまでに要する算定上の時間）の算定方法は、別紙1のとおりとする。

イ 「避難開始時間」の算定にあたり、起算点は自動火災報知設備の作動時を想定するものとする。

ウ 「避難開始時間」の算定にあたり、要保護者は各居室、従業者等は勤務室等（自動火災報知設備と連動して火災の発生を覚知することができる装置（自動火災報知設備の副受信機等）が設置されている室以外に宿直、仮眠等する場合にあっては、当該宿直室、仮眠室等）、近隣協力者は通常の居所（自宅等をいう。）にいることを想定するものとする。

(2) 防火対象物からの移動時間

ア 「防火対象物からの移動時間」（要保護者の移動に要する算定上の時間）の算定方法は、別紙2のとおりとする。

イ 「防火対象物からの移動時間」の算定にあたり、勤務室、玄関出入口、一時避難場所等から要保護者の居室に至る進入経路（以下「進入経路」という。）及び要保護者の居室から地上又は一時避難場所に至る避難経路（以下「避難経路」という。）は、最短を通ることを想定するものとする。ただし、一時避難場所から要保護者の居室に至る進入経路は、原則として一時避難場所側からの出入口ではなく、廊

下側からの出入口からとすること。

ウ 進入経路（一時避難場所から2人目に介助する要保護者の居室に至る進入経路を除く。）及び避難経路は、火災室を経由するものは原則として認められないものであること。

エ 要保護者は、介助なしでの避難はできないものとして想定するものとする。また、要保護者1人につき避難介助者1人の介助形態を原則とするが、ストレッチャー、担架等（車椅子を除く。）を用いて介助を行う場合には、要保護者1人につき避難介助者2人の介助形態として算定上取り扱うものとする。

オ 「防火対象物からの移動時間」の算定における「近隣協力者」は、(ア)から(エ)までに掲げる要件に該当する者をいうこと。

(ア) 近隣協力者の居所には、特別養護老人ホーム等の自動火災報知設備と連動して火災の発生を覚知することができる装置（自動火災報知設備の副受信機等）が備えられているものであること。

(イ) 近隣協力者本人により別記様式第3号「同意書（近隣協力者）」が作成されているものであること。

(ウ) 次の事項が事業計画等の関連図書に定める緊急時対応計画、防災計画等として明らかにされているものであること。

- a 近隣協力者本人の同意がある旨
- b 火災発生時の活動範囲（要保護者の避難介助等をいう。）
- c 近隣協力者不在時における代替介助者の確保方策
- d その他の必要な事項

(エ) 近隣協力者1人につき代替介助者1人以上を確保しているものであること。なお、当該代替介助者は、(ア)から(ウ)（ウ、cを除く。）までに掲げる要件（「近隣協力者」とあるのは「代替介助者」と、「別記様式第3号」とあるのは「別記様式第4号」と読み替えるものとする。）に該当し、当該代替介助者の居所から特別養護老人ホーム等まで、徒歩（分速80m）又は自転車（分速250m）で2分以内に駆けつけることができるものであること。

カ 堅穴区画（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第112条第9項）が形成されている準耐火構造の防火対象物の場合には、出火階及びその直上階の範囲において、地上まで至るものではなく、出火階の下階に至ることができることを確認することで足りるものとする。

2 火災室からの避難所要時間

「火災室からの避難所要時間」は、要保護者が火災室から避難するのに要する時間であり、「避難開始時間」と「火災室からの移動時間」の和により算定するものとする。

(1) 避難開始時間

1、(1)に準じて算定すること。

(2) 火災室からの移動時間

1、(2)に準じて算定すること。ただし、別紙2の T_3 （要保護者の介助付き移動時間）及び L_{ei} （要保護者*i*に係る介助付き移動距離）については、次のとおりであること。

ア T_3 （要保護者の介助付き移動時間）

火災室からの避難所要時間の算定における T_3 については、火災室の各部分から当

該火災室の出入口の一に達するまでに要する移動時間のことをいうこと。

イ L_{ei} (要保護者 i に係る介助付き移動距離)

火災室からの避難所要時間の算定における L_{ei} については、火災室の各部分から当該火災室の出入口の一に至る移動距離をいうこと。

3 避難限界時間

「避難限界時間」は、火災により各居室や避難経路が危険な状況となるまでの時間であり、「基準時間」と「延長時間」の和により算定するものとする。

(1) 基準時間

ア 「基準時間」(火災室が盛期火災に至る算定上の時間)の算定方法は、別紙3のとおりとすること。

イ 「基準時間」の算定にあたり、起算点は自動火災報知設備の作動時を想定するものとする。

ウ 「基準時間」の算定にあたり、階段・廊下については、火気・可燃物の管理を前提として火災の発生のおそれの少ないものとして取り扱うものとし、居室のみを火災室として想定するものとする。

(2) 延長時間

「延長時間」(盛期火災に至った火災室からの煙・熱の影響によって、他の居室や避難経路が危険な状況となるまでの算定上の時間)は、別紙4のとおりとすること。

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られた建築物で、煙感知器と連動する自動開放装置により開放される排煙口を設けた排煙設備が設置されている場合等については、建基法の例等(建基令第129条の2の2第3項第3号等)によることができるものとする。

4 判定方法

次の(1)から(4)までに掲げる要件のすべてに適合するものを「適切な避難活動を行えば安全な避難が可能」(老健局長通知、第3、一、①参照)であると判定する。

- (1) 各居室がそれぞれ火災室となった場合を想定し、そのすべてにおいて防火対象物からの避難所要時間が避難限界時間を超えないものであること。
- (2) 各居室(共用室を除く。)がそれぞれ火災室となった場合を想定し、そのすべてにおいて火災室からの避難所要時間が当該居室の基準時間を超えないものであること。
- (3) 自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備が設置されていること。
- (4) ストレッチャー、担架等(車椅子を除く。)を用いて介助を行う場合には、同一建物内において、従業者等が2名以上確保されていること。

(注1) 判定するにあたり、特別養護老人ホーム等の構造等や人員の状況について確認する必要がある場合には、設計図書や事業計画等により確認するものとする。

(注2) この判定を含む社会福祉施設に係る防火安全対策に関する指導にあたっては、施設関係者の意見も踏まえながら、これらの特別養護老人ホーム等の意義、ケアの趣旨・目的等を十分に尊重するよう留意すること。

(注3) 近隣協力者及び代替介助者は、消防計画に基づく自衛消防の組織の一員として定め、訓練等に積極的に参加するよう指導すること。